



2025年3月31日

各位

会社名 App Bank 株式会社

代表者名 代表取締役社長 白石 充三
(コード番号: 6177 東証グロース)

問合せ先 管理部 長 渡邊 泰弘
(TEL. 03-6302-0561)

(開示事項の経過) IP&コマース事業部門の一部 (YURINAN 事業) 事業譲渡に関する
事業譲渡契約書締結のお知らせ

当社は、2025年2月27日付「IP&コマース事業部門の一部 (YURINAN 事業) 事業譲渡に関する基本合意書締結のお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社事業部長である村井智建氏（以下「村井氏」といいます。）が設立予定であった法人（マール株式会社、以下「マール社」といいます。）に対して、IP&コマース事業部門の一部（YURINAN 事業、以下「対象事業」といいます。）を譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）を目的として、村井氏との間で本事業譲渡に関わる基本合意書を締結し、本事業譲渡について協議を行ってまいりました。

今回、2025年3月31日開催の取締役会において、以下のとおり、マール社との間で本事業譲渡に関する事業譲渡契約書の締結について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本事業譲渡の理由

当社では、これまで営業利益の黒字化を目標に、メディア事業の売上高拡大、新規事業開発、不採算事業からの撤退、販管費の圧縮等を積極的に取り組んでまいりました。2024年12月期におきましては、主にメディア事業の成長に伴い、通期売上高が994百万円（対前年比210.7%）まで拡大し、販管費も279百万円（対前年比82.2%）まで圧縮する等、一定の成果が見られました。

今後の経営方針について協議を進めていく中で、早期黒字化を実現するためには、メディア事業の事業基盤の強化に加え、エンタメツーリズム事業の早期立ち上げに経営資源を集中し企業価値拡大に繋げることが、当社の課題であると強く認識いたしました。

一方で、IP&コマース事業に関しましては、インバウンド需要の取り込みや強力なIPとの連携等が進み、事業は進捗していると考えておりますが、安定した黒字化までには一定の時間を要するという判断のもと、縮小、撤退も視野に検討してまいりました。その過程で、本年2月に事業管掌者の事業に対するコミットメントの強化と意思決定の迅速化を図ることを目的とし、対象事業を取得いたしたいと村井氏より申し出があったためこれを受諾し、本事業譲渡に関する事業譲渡契約書を締結することとなりました。

2. 本事業譲渡の概要

(1) IP&コマース部門における事業内容

- ・ どちら焼きを中心とした和スイーツ店舗の運営
- ・ IP コラボレーションしたスイーツ、グッズの店舗販売及び卸販売等

(2) IP&コマース部門の経営成績

	IP&コマース部門(a)	2024年12月期実績(b)	比率(a/b)
売上高	209百万円	994百万円	21.0%
売上総利益	3百万円	44百万円	9.0%
営業利益	△103百万円	△235百万円	44.0%
経常利益	-百万円	△241百万円	-

(3) IP&コマース部門の資産、負債の項目及び金額 (2025年2月28日時点)

① 承継する資産の項目及び金額

棚卸資産 5百万円

固定資産 14百万円

釣銭預け金 3百万円

敷金・礼金 10百万円

② 承継する負債の項目及び金額

該当事項はありません。

(4) 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額は33百万円であり、決済方法は現金にて決済予定であります。

3. 相手先の概要

(1) 名 称	マール株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区平河町二丁目5番3号 MIDORI. so・NAGATACHO 3階	
(3) 代表者の役職・氏名	村井智建	
(4) 事 業 内 容	飲食店の運営及びグッズ企画販売等	
(5) 資 本 金	10万円 ※純資産・総資産も同額です。	
(6) 設 立 年 月 日	2025年3月6日	
(7) 大株主及び持株比率	村井智建 100%	
(8) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はございません。
	人 的 関 係	当社の従業員が、当該会社の代表取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はございません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は当社の関連当事者には該当しません。 当該会社の代表である村井氏は、当社の関連当事者に該当しております。

4. 日 程

(1) 基本合意書締結日	2025年2月27日
(2) 取締役会決議日 (事業譲渡契約締結)	2025年3月31日
(3) 契約締結日	2025年3月31日
(4) 本事業譲渡期日	2025年4月1日(予定)

(注) 本事業譲渡は、会社法第467条第1項第2号に定める「事業の重要な一部の譲渡」に該当せず、当社の株主総会決議を要しない予定です。なお、本事業譲渡は主要株主である村井氏が代表を務める法人との取引であり、関連当事者との取引に該当しますので、取締役会においては、重要な財産の

処分としての承認決議のほか、関連当事者取引としての承認決議を兼ねております。

5. 会計処理の概要

本事業譲渡は、譲渡する資産の帳簿価額(2025年2月28日時点)をもって譲渡価額とするものであり、譲渡損益の額は少額になる見込みであります。

なお、当該譲渡価格については、利害関係のない第三者機関によるデューデリジェンス及び株式価値算定を行い、当結果を勘案した上で譲渡価格について交渉・協議を行い決定しており、客観性・公正性が担保されていると認識しております。

6. 今後の見通し

本事業譲渡が当社の2025年度12月期決算に与える影響額としましては、19百万円の損失削減効果を見込んでおります。

なお、当社は業績の予想を非開示としております。つきましては、引き続き、四半期ごとに実施する決算業績及び事業の概要のタイムリーな開示に努める方針とさせていただきます。業績予想につきましては、今後、合理的な業績予想が開示できる状況になる場合には速やかに開示いたします。

以 上